東京大学 本部資産企画課（ハウジングチーム）
特任専門職員（特定有期雇用教職員）募集要項

1.職名及び人数：特任専門職員 （特定有期雇用教職員）　　１～２名

2.契 約 期 間：令和９年２月１日　～　令和９年３月３１日

3.更新の有無：更新する場合があり得る。更新する場合は、１年ごとに行うが、更新回数は２回、在職できる期間は令和１１年３月３１日を限度とし、以後更新しない。
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。

4.試 用 期 間：採用された日から 14 日間

5.就 業 場 所：東京大学本郷キャンパス　本部棟８階（文京区本郷７－３－１）
（アクセスマップ　https://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/map01_02_j.html）

6.所　　属：東京大学　本部資産企画課　ハウジングチーム
※業務の都合により変更することがある。

7.業 務 内 容：主な業務は以下のとおり。
(1)全学の宿舎運営のための実務
(2)日本人学生・留学生・外国人研究者を対象とした宿舎の管理
(3)日本人学生・留学生・外国人研究者の所属部局や他部署との連携・調整等
(4)宿舎運営にあたっての企画・調整
(5)宿舎内での生活支援・相談業務の総括
(6)データ分析に基づいた課題発見、ならびに課題解決策の立案

8.応 募 資 格：(1)日本語及び英語に堪能な方
(2)英語による基本的な電話・メール対応ができること
(3)E-mail、Word、Excel 等の PC 実務経験者
(4)業務に必要な社会性と協調性を有し、種々の業務に積極的に取り組む意欲のある方
(5)大学における業務経験があれば、なお可
(6)第 2 外国語が話せれば、なお可

9.就業日・就業時間：週　５　日
1 日 7 時間 45 分（9：00～17:45　※12:00～13:00 休憩）
※勤務時間帯は相談可
※時間外労働を命じることがある。

10.休　　日：土・日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

11.休　　暇：年次有給休暇、特別休暇　等

12.賃　金　等：「東京大学年俸制給与の適用に関する規則」に基づき、資格、能力、経験等に応じて基本年俸及び業績・成果手当を決定。通勤手当（原則 55,000 円／月まで）、超過勤務手当

13.加 入 保 険：文部科学省共済組合、雇用保険に加入

14.提　出　書　類：(1)東京大学統一履歴書　１部

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html

・上記 URL からダウンロードし作成すること。

・平日の日中に連絡のとれる電話番号とメールアドレスを明記のこと。

・語学能力を示す資格がある場合は必ず記載し、資格がない場合もその旨明記すること。

(2) 志望動機および応募に当たっての抱負（上記「7.業務内容」の一部あるいは全部を踏まえた上で、これまでのご自身の業務経験をどのように生かせると考えるか、遂行するための英語能力および一般的事務処理能力を含む）日本語及び英語で、Ａ４ 判で各１枚（厳守）以内

15.提　出　方　法：〈電子媒体での提出の場合〉

上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードすること。

https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f:/g/personal/6104935958_utac_u-tokyo_ac_jp/IgA7fN-hTqFETJkwYVPudATvATr7hnjLPBBmCVy5QI799KQ

※２～３日以内にこちらから受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

〈郵送での提出の場合〉

封筒に「本部資産企画課　特任専門職員（ハウジングチーム）応募書類在中」と朱書し、記録が残る方法で下記住所に送付のこと。

※応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

16.応　募　締　切：令和８年１２月１１日（金）必着

書類選考の上、合格者に対し面接を実施。

17.問い合わせ先：〒１１３－８６５４　東京都文京区本郷７-３-１

国立大学法人東京大学　本部資産企画課総務・予算チーム　　担当：坂東、藤田

TEL：坂東（03-5841-2218）、藤田（03-5841-2213）

e-mail：shisansoumu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

18.募 集 者 名 称：国立大学法人東京大学

19.受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

20.そ　　の　　他：(1) 応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考の目的以外には使用しません。

(2) 応募書類は返却いたしませんので予めご了承願います。

(3) 選考にかかる旅費は支給しません。

(4) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。